

2022年7月1日

文責：外国専門部長 弁理士 岡部 泰隆

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(2) 統一特許裁判所（UPC）協定の発効までに検討すべき事項

次に、「統一特許裁判所（UPC）協定の発効までに検討すべき事項」、とりわけ、以下 (i) 及び (ii) について説明します。

(i) UPC 発効前であって、かつ、ドイツによる批准書寄託の前後のタイミングで単一特許を取得したい場合の対応

(ii) "opt out"を選択する際の検討事項／留意事項

" HARAKENZO *more* " IP Information Delivery Section

■本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)

■公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。
お気軽にフォローしてください。

■世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。